

低価格落札工事に係る取組みについて

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」
(平成13年4月施行 18年5月改正)

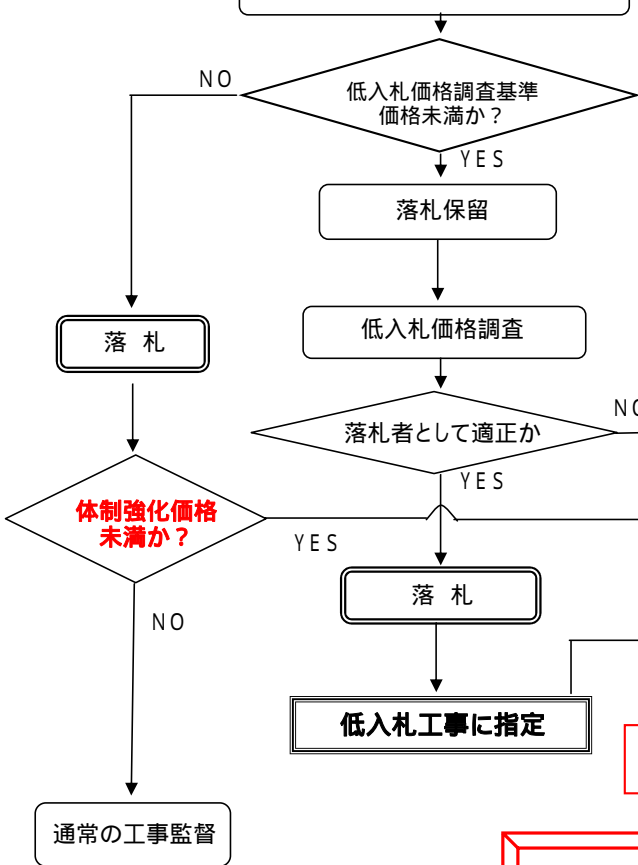
「公共工事の品質確保の促進に関する法律」
(平成17年4月)

入札・契約の基本原則



透明性の確保
公正な競争の促進
・総合評価の拡充
不正行為の排除の徹底
適正な施工の確保
・監督、検査の強化、ダブルチェック対策の強化

簡易型総合評価方式による入札



通常の入札

農業土木 A・B等級工事(原則)

予定価格 (特に必要と認められる場合にはC・D等級も該当する)

通常の工事監督

体制強化価格未滿か?

通常の入札においては、「最低制限価格 > 体制強化価格」となることから、当面の間、監督体制強化工事の設定は凍結する。

体制強化価格

$(+ +) \times 105/100$

直接工事費の額

共通仮設費の額

現場管理費相当額に

4分の3を乗じて得た額

予定価格の10分の7から10分の9の範囲

当面の間、低入札調査価格と同額とする。

最低制限価格 低入札調査価格

$(+ + +) \times 105/100$

直接工事費の額 × 95%

共通仮設費の額 × 90%

現場管理費の額 × 85%

一般管理費の額 × 65%

予定価格の10分の7から10分の9の範囲

監督
工事
体
に
制
指
強
定
化

品質の確保等

- ・品質の低下(手抜き)
- ・下請けへのしわ寄せ
- ・安全管理
- ・労務管理

体制強化

課長等

監督体制強化

適正な履行の確保

- ・下請状況等調査
- ・安全パトロール
- 工事施行成績評定に反映

総括監督員
(主任監督員
監督員)

→ 支庁主幹、出張所次長職以上
→ 係長・主査以上
→ 主任・技師等

施工体制点検・確認
中間検査
社内検査

拡大
拡充

注) 平成21年7月16日以後に入札を行う工事から、当面の間、体制強化価格は低入札調査価格とする。